

## パブリック・コメントを募集します

市民の皆さんの意見を募集します。

|        |   |   |
|--------|---|---|
| 件名     | 第2次観音寺市環境基本計画(案)  | いのち支える観音寺市自殺対策計画(案)   |
| 概要     | 1次計画終了に伴う2次計画の策定  | 自殺対策計画の策定   |
| 公募期間   | 2月1日(金)～3月4日(月)   |   |
| 提出先    | 〒768-8601(住所記載不要)<br>観音寺市生活環境課<br>FAX 25-2867<br>Eメール seikatsu@city.kanonji.lg.jp | 〒768-8601(住所記載不要)<br>観音寺市社会福祉課<br>FAX 23-3993<br>Eメール shakai@city.kanonji.lg.jp |
| 問い合わせ先 | 生活環境課 ☎25-2698  | 社会福祉課 障がい者福祉係<br>☎23-3963   |

|        |   |
|--------|---|
| 件名     | 平成30年度<br>観音寺市生活排水処理構想整備計画(案)   |
| 概要     | 生活排水処理施設整備区域の変更   |
| 公募期間   | 2月1日(金)～3月4日(月)   |
| 提出先    | 〒768-8601(住所記載不要)<br>観音寺市下水道課<br>FAX 23-3967<br>Eメール gesui@city.kanonji.lg.jp |
| 問い合わせ先 | 下水道課 ☎25-6890   |

- 提出方法  
指定の意見書に必要事項を明記の上、郵送またはファクス、電子メール、持参により提出(郵送の場合は当日必着)
- 資料配置場所  
各課、市役所総合案内所、各支所に配置、市ホームページでも公開
- 注意 電話や口頭、匿名での意見は不可

## 注意しましょう スプレー缶などの穴あけ

寒い季節は、カセットボンベなど、スプレー缶を利用する機会が多くなります。市では、スプレー缶を廃棄する際に、穴あけをお願いしていますが、穴をあけたとき、中に残っていたガスが近くの火気に引火することによる火災や事故が増えています。穴をあける際は、注意事項を守ってください。スプレー缶に穴あけをしていないと、収集車の火災や事故につながります。適切・安全に処理し、分別収集に協力してください。

問 生活環境課 ☎25-2698

## Instagramを開始しました

写真を見て実際に行ってみたくなるようなページを目指し、Instagramを開設しました。四季折々の風景写真や動画を発信し、観音寺市の魅力をお届けします。

 観音寺市シティプロモーション  
Instagram @kanonji\_pr

※Instagram (Instagram) は写真共有に特化したSNSの名称です。

問 ふるさと活力創生課 ☎23-7803

### 穴をあけるときに注意すること

- ① 中身を使い切る
- ② 中身が残っているものは、火気のない屋外の風通しの良い場所で中身を出し切る(塗料スプレーなどは、布や紙に吹き付け出し切る)
- ③ 適切な器具で穴をあける(穴あけ専用の器具を使用してください)

### ラジオで観音寺の魅力を発信中



パーソナリティーは、  
植松おさみさんと白井美由紀さん!

毎週金曜日(気ままにラジオ内)  
午後3時45分ごろ～約5分間  
RNC西日本放送ラジオ1449kHz

ゲストがイベントやおすすめスポットなど市内のさまざまな情報を紹介中!過去の放送を聞くこともできます(市ホームページトップページ「事業PRコーナー」内バナーをクリック)。

## 平成30年度人権作品 最優秀賞

市では毎年、人権週間にちなんだ作品を市内小中学生から募集しています。その中から、最優秀賞に選ばれた作品を紹介し、中学生の最優秀作文は3月号に掲載します。

問 人権課 ☎23-3928



### 最優秀人権作文 <小学生の部>

#### お母さん 高室小学校4年 山岡 万桜さん



「きょうよりもっともつとあしたはできるよにするから、もうおねがい、ゆるして、ゆるしてください。」  
お母さんにぎやく待たされて、どんな気持ちでこの言葉をノートに書いたのかと思うと、つらくなります。なみだが出そうになります。  
私のお母さんは、私がおなかにいるときに、腎臓の病気になるました。病院の先生からは赤ちゃんをあきらめて腎臓の治療りようをすぐに始めるように言われたそうです。でも、お母さんは、絶対に産むと決めて私を産んでくれました。  
私が産まれた後、くわしい検査をすると、国が指定している難病だったそうです。今でも、入院をくり返しています。退院しても、薬の副作用ではいたり、しんどくてねていたりすることもあります。そんな時でもお母さんは家族のご飯を作った

り、習い事の送り迎えをしてくれたりします。  
お母さんが自分の体が大変なときに産むと決意をしてくれたことや、おなかの中で大切に育ててくれたことに、私はとても感しゃしています。もし、お母さんが産まないで決断していたら、私は今、この世にはいません。お母さんが命がけで産んでくれたこの命を、ぜったいに大切にしたいと思っています。  
子どもはお母さんを選べません。自分子どもなのになんか待たされるなんてぜったいにやめてほしいです。子どもだつて一人の命なのです。  
私は、お母さんが少しでも楽になるように兄と家事を分たんして手伝っています。お米を洗つたり、せんたくをしたりと、お母さんの仕事はたくさんあります。大変な時もありますが、お母さんの「ありがとう」という言葉で、手伝つてよかったと思います。私こそ、お母さんに「ありがとう」と、言いたいです。産んでくれてありがとう。大事にしてくれてありがとう。私のお母さんでいてくれてありがとう。  
(原文どおり)

### 最優秀人権書写



豊浜小学校6年  
横内 亜胡さん

豊浜小六年  
横内 亜胡  
人権



大野原中学校2年  
齋藤 天さん

大野原中二年  
齋藤 天  
尊人重権

### 最優秀人権ポスター



大野原小学校3年  
掛川 結衣さん



観音寺中学校2年  
増川 望愛さん



# 市・県民税(住民税) 国民健康保険税等

の申告相談が始まります

問 税務課 市民税係 ☎ 23-3922

申告相談期間は

**2月14日(木)から3月15日(金)まで**

毎年、申告相談会場は大変混み合います。

待ち時間短縮のため、事前に収支内訳書や医療費控除の明細書を作成するなど、ご協力をお願いします。



## 申告時の注意事項

- 確定申告書や収支内訳書など申告に必要な書類は、税務署や市税務課、各支所窓口にあります。
- 医療費控除の適用を受ける場合には、「医療費控除の明細書」を事前にご自身で作成してください。明細書を添付すれば、医療費の領収書の提示や提出は不要です。
- 領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。
- 経過措置として、平成31年分の確定申告までは、これまで通り領収書を提出することもできます。
- 所得税の申告が不要でも、市民税・県民税の申告が必要になる場合があります。**例年ある収入の他に、土地の譲渡など新たに発生した収入がある場合は、税務署や市税務課に相談するなど、**申告を忘れないように**気を付けてください。

## 申告に必要なもの

- 印鑑
- 本人確認書類（マイナンバーカードもしくは通知カード+運転免許証、保険証等）
- 事業所得（農業、営業等）や不動産所得がある人は、収入や必要経費が分かる帳簿や書類、領収書、収支内訳書等
- ※収支計算（売り上げから必要経費を差し引き、所得を算出）が必要な人は、事前に収支内訳書を完成させて申告会場へ持参してください。**
- 給与所得がある人は給与所得の源泉徴収票（コピー不可）
- 年金を受給している人は公的年金等の源泉徴収票（コピー不可）
- 一時所得（生命保険一時金、損害保険戻戻金など）や雑所得（個人年金、太陽光発電売電収入など）がある人は、その収入や必要経費が分かるもの
- 国民年金保険料控除証明書
- 生命保険料（介護医療、個人年金含む）、地震保険料、寄附金等の支払いを証明するもの
- 医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書等
- ※事前に明細書を完成させて申告会場へ持参してください。**明細書および制度の詳細は国税庁のホームページで確認してください。また、医療費または医薬品購入費の領収書の添付や提示は必要ありませんが、確定申告期限等から5年間は自宅等で保管してください。
- 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、親族関係書類と送金関係書類
- 通帳（所得税の還付や納付のために使用します）

申告相談期間中は、税務課窓口での申告相談は行いませんので申告会場へお越しください。申告の詳しい内容は、広報かんおんじ1月号8、9ページで確認してください。

## 観音寺税務署からのお知らせ

問 観音寺税務署 ☎ 25-2191

## 平成31年度(平成30年分)申告相談日程表

| 受付日      | 受付会場                   | 申告受付地区                           |   |
|----------|------------------------|----------------------------------|---|
|          |                        | 午前(9:00~12:00)                   | 午後(13:00~16:00)   |
| 2月14日(木) | 豊浜中央公民館 2階講義室 (旧文化会館)  | 大野原・豊浜地区で年金以外に所得がない人             |   |
| 15日(金)   |                        | 本町、中之町                           | 上田井、東町、港町、南   |
| 18日(月)   |                        | 東浜、須賀                            | 北原、五軒屋、岡、直場、道溝、林  |
| 19日(火)   | 大野原中央公民館 3階講義室 (大野原支所) | 長谷、雲岡、野々池、大坪、院内、梶谷、本村、大平木、道溝東、苗手 | 関谷、堀切、西原、箕浦   |
| 20日(水)   |                        | 海老濱、有木、田野々                       | 内野々、井関  |
| 21日(木)   |                        | 高尾、大造、大福、大道、上中、下中                | 中村、早本、道上、笠松、寺家  |
| 22日(金)   |                        | 高松、上杉林、下杉林、辻                     | 西の後、八兵、大鞘、大鞘西団地、宮之下、下木屋                                 |
| 25日(月)   |                        | 残水、植松、岡之塔、下林、ひうち、雇用促進            | 十三塚、林、札場  |
| 26日(火)   |                        | 屋敷、瀬後、豆塚、雉子原                     | 四軒屋、白坂、石砂   |
| 27日(水)   |                        | 池之内、福田原、丸井南                      | 西丸井、丸井北、青岡  |
| 28日(木)   |                        | 赤岡、東村                            | 中央、安井   |
| 3月1日(金)  |                        | 花稲北、本村                           | 中林、先林   |
| 2日(土)    |                        | 伊吹支所                             | 伊吹町   |
| 4日(月)    | 市役所2階 203会議室           | 観音寺地区で年金以外に所得がない人                |   |
| 5日(火)    |                        | 流岡町                              | 村黒町、出作町   |
| 6日(水)    |                        | 新田町                              | 池之尻町  |
| 7日(木)    |                        | 原町、柞田町(中出、上出)                    | 柞田町(黒淵、下出)  |
| 8日(金)    |                        | 柞田町(八丁、山王、下野、北岡、玉田)              | 柞田町(大畑、油井、山田)   |
| 11日(月)   |                        | 粟井町(上野、奥谷、宮下団地)、木之郷町             | 粟井町(出晴、信末、本庄、常次、竹成)                                     |
| 12日(火)   |                        | 吉岡町、本大町                          | 中田井町、古川町  |
| 13日(水)   |                        | 室本町、高屋町(西上、西下)                   | 高屋町(西上、西下以外)  |
| 14日(木)   |                        | 茂木町、茂西町、上市、川原、有明町、八幡町、天神町        | 坂本町、幸町、明星、殿、中央、柳、青柳、三架橋、駅通、栄町、昭和町、七間橋、中洲、中新、若宮、春日、大和、上若 |
| 15日(金)   |                        | 南町、港町、西本町、蛭子、琴浪町、瀬戸町、三本松町        | 植田町   |

|      | スマホ・タブレット申告講習会  | 確定申告会場の開設   |
|------|---|---|
| 期 間  | 2月7日(木)~15日(金)<br>※土・日曜日・祝日を除く  | 2月18日(月)~3月15日(金)<br>※土・日曜日を除く  |
| 受付時間 | 午前8時30分~午後4時  |   |
| 相談開始 | 午前9時~   |   |
| 会 場  | 観音寺税務署(坂本町六丁目2番7号)  |   |
| 注 意  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●用意するもの</li> <li>①ご自身のスマートフォン、タブレット端末</li> <li>②申告に必要な書類</li> <li>③29年分申告書控え(重要書類封筒一式)</li> <li>④マイナンバー通知書、運転免許証等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●上記期間以前は確定申告会場を設置していませんが、作成済みの申告書等の提出は受け付けています。</li> <li>●混雑状況により、午後4時前であっても受け付けを終了する場合があります。</li> </ul> |

## 確定申告電話相談センターを開設

確定申告に関する質問や相談に電話でお答えします。

- 期間 1月18日(金)~3月15日(金)  
※土・日曜日、祝日を除く。2月24日(日)と3月3日(日)は休日受付。
- 受付時間 午前8時30分~午後5時
- 利用方法 所轄の税務署に電話し、自動音声案内に従い「0(ゼロ)」を選択。  
※確定申告以外の国税に関する相談は「1」を選択。

## 申告書は国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。

平成30年分の申告から、年金所得者や給与所得者で医療費控除、ふるさと納税などの寄付金控除等を適用して申告する人は、簡単に申告書を作成できるようになりました。

